

四日市市が行う 重層的支援体制整備事業について

令和8年1月30日
健康福祉部福祉総務課
福祉支援係長 山岸 幸

1

1 重層的支援体制整備事業とは

(1) 重層的支援体制整備事業実施の位置づけ

上位 理念	地域共生社会の実現 (※1) 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、 人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
	包括的支援体制の構築 (※2) ◆ 「他人事」が「我が事」になる様な環境整備 ◆ 住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり ◆ 公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり
	重層的支援体制整備事業 (※3) ◆ 社会福祉法の改正により、令和3年4月に創設された事業である。 ◆ 社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業を一体的に行う。 ◆ 既存の相談支援や地域づくり事業の取り組みを活かした事業である。

(※1)：平成28年6月 閣議決定・・・日本一億総活躍プラン
(※2) 平成30年4月 改正社会福祉法・・・市町村の努力義務
(※3) 令和 3年4月 改正社会福祉法・・・市町村が実施できる事業

2

1 重層的支援体制整備事業とは

(2) 重層的支援体制整備事業実施の背景

- ◆ 複合化・複雑化した支援ニーズが増加
- ◆ 地域のつながりの希薄化
(生活課題を抱えながら、相談相手がなく、
孤立してしまう世帯が増加)
- ◆ 世帯の多様化に伴う、世帯が抱える福祉課題の
多様化

3

1 重層的支援体制整備事業とは

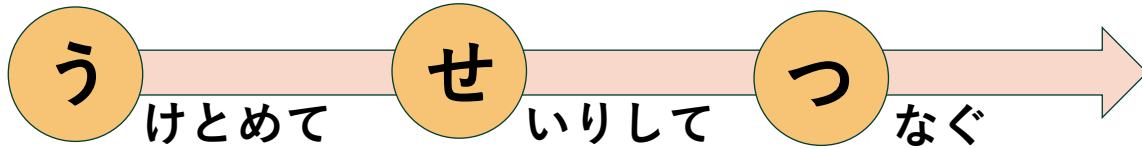
(3) 重層的支援体制整備事業を構成する5つの事業

- ◆ 包括的相談支援事業
- ◆ 地域づくり事業
- ◆ 参加支援事業
- ◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ◆ 参加支援事業

4

1 重層的支援体制整備事業とは

(4) 重層的支援体制整備事業の流れ



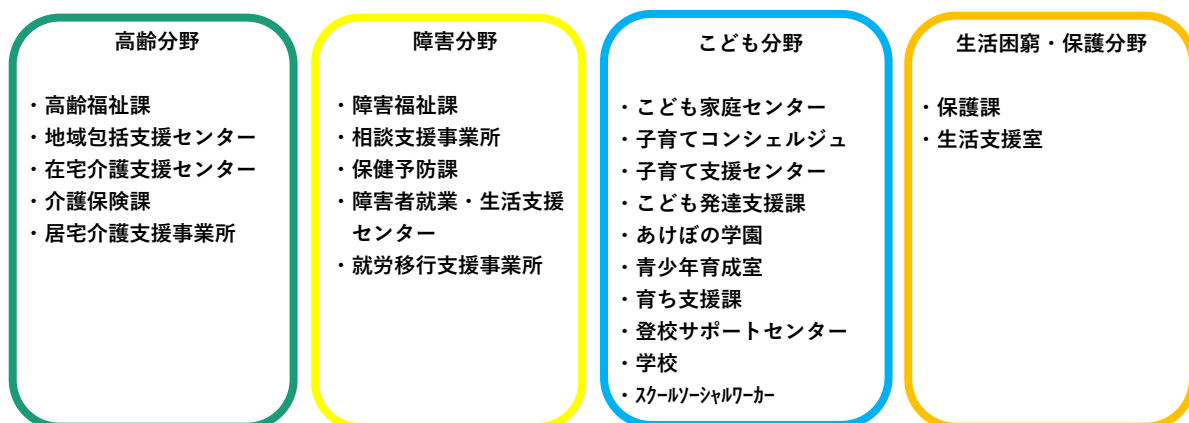
- ・ 包括的相談支援事業 (主に福祉総務課)
- ・ アウトリーチを通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働事業
重層的支援会議
支援会議
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業

福祉総務課だけではなく、
いろいろな支援機関がチーム重層の一員

5

1 重層的支援体制整備事業とは

(5) 連携している関係機関



その他

市社会福祉協議会、市営住宅課、地区市民センター、男女共同参画センター、人権センター、水道局、消防本部、国際交流センター、民生委員・児童委員、若者サポートステーション、地域定着支援センター、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関（地域連携室）、大家、リフォーム業者、不動産業者、地域住民などあらゆる機関

6

2 相談事例

事例をご紹介します（一部改編しています）

7

3 おわりに①

（参考資料）

厚生労働省・こども家庭庁通知「重層的支援体制整備事業の実施について」
別添1「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」より一部抜

重層事業とは、既存の事業の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源ともかかわりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の支援や地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいことではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

8

3 おわりに②

皆様へのお願い

■下記のような場合、「福祉総務課 福祉支援係」へのご相談をご検討ください。

- 複数分野にまたがる福祉課題を抱える世帯で、どの相談支援機関、または市役所のどの部署につなぐべきか、迷ったとき
- 直接対応する相談支援機関および市役所の部署が見つからない場合

また、上記のような相談を福祉総務課が受け付けた場合、
関係機関の皆様にもご協力を依頼させていただくと思います。
関係機関との連携強化のため、ご協力よろしくお願いいたします。

問合せ先：福祉総務課 福祉支援係
(電話:059-337-9520、FAX:059-359-0288)
(E-mail:fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp)

9

ご清聴ありがとうございました

10